

# 仕様書

## 第1章 基本的事項

### (目的)

第1条 この仕様書は、中央卸売市場においての警備業務が適正な方法で行なえるように業務要領を定め、その出入管理が円滑に運営できることを目的とするものである。

### (業務場所の所在地、名称、面積)

第2条 履行場所及び履行期間は次のとおりとする。

(所在地) 和歌山市西浜1660番地401 (施設名称) 和歌山市中央卸売市場

(警備場所) 市場が管理する敷地内及び敷地周辺 (敷地面積) 122, 735m<sup>2</sup>

(履行期間) 令和8年4月1日から令和9年3月31日

### (業務の履行)

第3条 受託者は、中央卸売市場の秩序の維持を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、本市係員（以下「係員」という。）の指示に従い業務を履行しなければならない。

第4条 受託者は、警備業務の履行については、警備業法、公安委員会規則、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、中央卸売市場保安規程等その他関連法令を遵守し、常に中央卸売市場の運営が行なえるように管理すべく、この仕様書に従い、忠実に履行しなければならない。

第5条 業務の従事者等を雇用し勤務させるとときは、労働基準法の最低賃金法等の法令を遵守すること。

第6条 市場内は常時稼動中の施設であり、市場の業務に支障を来たさないようにすること。

万一、施設及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従い、乙の責任において誠意をもって敏速に処理し解決すること。

第7条 仕様書に明示されていない事項であっても、施設警備業務の出入管理の性格上当然必要なものは誠意をもって行なうこと。

## 第2章 一般事項

### (警備の範囲)

第8条 受託者は、中央卸売市場が管理する建物及び敷地（係員の指示がある場合は敷地周辺を含む。）に係る区域内で、別紙のとおり警備を行うものとする。ただし、施設改修により現状に相違が生じる場合には現状を優先し、係員が指示する時は業務時間内において警備する。

2 高圧電気設備、店舗内事務所、守秘義務文書作成の部屋、その他入室が制限管理されている区域に係る警備は、特に指定がない限り除くものとする。

3 火災受信盤の異常信号を移報する装置及び回線を設置し、受託者の監視センターにおいて常時監視する。

### (警備実施日及び警備実施時間)

第9条 警備業務は、4月1日より1年間とし、警備ポスト数は4ポストとする。

2 警備員の配置人数、警備実施日及び警備時間は、別表のとおりとする。ただし、市場整備工事の進捗状況、天災等の事由があるときは、協議の上、警備場所及び時間を変更することがで

きる。

(係員)

第10条 係員は、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、警備業務従事者に対し指示等を行うことができる。

(責任者等)

第11条 受託者は、契約後すみやかに警備業法第22条第1項に定める警備員指導教育責任者を選任し、施設警備業務に関する知識及び能力の向上に努めるよう警備業務従事者に対し指導しなければならない。

- 2 現場責任者及び現場責任者代理（以下「現場責任者等」という。）は、本警備委託に關係する警備検定資格を有する者から選任することが望ましいこととする。
- 3 警備業務に着手するまでに現場責任者を定め、現場責任者届を提出することとし、変更が生じるときには、あらかじめ届け出でおかなければならぬ。
- 4 現場責任者の職務を代理する者をあらかじめ定め、現場責任者代理届を提出し、現場責任者が不在の時には、現場責任者代理がその職務を行うこと。

(用語の定義)

第12条 次の各号に掲げる警備用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 立哨とは、屋外の敷地において、一区域又は一地点に起立し、警戒、交通誘導、交通整理及び案内を行うことをいう。（2号門・3号門・4号門）
- (2) 座哨とは、屋内において、座して警戒又は案内を行うことをいう。（警備室）
- (3) 巡回警備とは、巡回回数、巡回時間帯、巡回区域及び巡回経路も定めたうえで、警備を行うことをいう。（巡回）
- (4) 立哨室とは、警備業務に必要な装備品及び機材を一時的に保管する場所とし、立哨警備員が休憩する場所をいう。
- (5) 警備室とは、座哨を行う場所をいい、巡回警備員、動哨警備員及び座哨警備員が休憩する場所をかねる。

(警備業務の従事者)

第13条 警備業務に従事する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 警備業務に関し、受託者において十分な訓練を受けていること。
- (2) 責任感が強く、かつ、誠実であること。
- (3) 健康であることとし、機敏であり、かつ、体力があること。
- (4) 警備業務に必要な設備器具や監視設備の操作ができることとし、特に火災報知設備、消火設備、放送設備は確実な操作ができること。
- (5) 常識ある判断能力に優れ、責任ある措置ができること。
- (6) 言動に注意し、不快感を与えないように努められる者であること。
- (7) 機敏な対応、常識ある行動ができる満65歳までの者であること。ただし、受託者において、十分職務能力があると強く推薦する者はこの限りでない。
- (8) 警備業務において、上記に妥当しないと係員が認める者でないこと。

(警備業務従事者の名簿)

第14条 受託者は、配備する警備員について、警備業法第45条に定める警備員の氏名、警備

検定資格の有無等を記載した名簿を書面にて提出し、係員の承認を受けなければならない。また、警備員を変更する場合も同様とする。

(警備業務従事者の変更)

第15条 係員が承認した警備員であっても、本仕様書のとおり警備業務を実施しない者があるときには、警備員の変更を受託者に対し指示することができる。

2 警備員の変更の指示を受けた受託者は、3日以内に警備員を変更しなければならない。

(警備計画の掲示)

第16条 受託者は、警備業務を開始するに際し、警備室、立哨室毎に市場利用者等が外から見て容易に確認できるように警備業務受託者名と受託者連絡先を掲示することとする。

2 受託者は、警備計画書（受託者が作成し、係員が認めたもの。警備場所毎の警備時間、休憩時間、警備員配置図、警備内容、警備経路図、全体警備計画表）を、警備業務場所毎に、係員が指示する箇所に掲示し、警備業務従事者に周知し守らせなければならない。

(緊急時の対応)

第17条 現場責任者は、次に掲げる緊急時の対応マニュアルを提出し、係員の承認を受けなければならない。尚、電気工作物にかかる部分は選任電気主任技術者と協議することとする。

- (1) 火災・爆発等発生時
- (2) 違法・不法行為者発見時
- (3) 交通事故発生時

(警備業務従事者の装備)

第18条 受託者は、必ず警備業務従事者に、市場利用者等から容易に警備員と判別できる警備服、制帽、反射ベスト、警笛、業務用無線機（トランシーバー含む）、交通整理用手旗、合図灯を全員に、受託者の負担で装備させなければならない。また、上着には受託者名を記入し、名札をつけさせること。

(警備業務の監督)

第19条 警備業務従事者は、始業前に現場責任者等の指示を受けなければならない。

第20条 受託者は、受託者の巡察員、警備員指導教育責任者又は幹部社員を必要に応じて、月1回以上不定期に抜き打ちで巡回させ、業務がこの仕様書、警備計画書及び警備指令書に定めるところに従い行われているかを査察させなければならない。

2 受託者は、前項の巡回査察の結果、問題が生じていることを知ったときは、係員に報告し、その指示に従わなければならない。

3 受託者は、市場従事者、市場利用者、来場者、本市職員からの問い合わせ等について、誠意を持って対応することとし、良識ある判断に基づいて、警備業務に問題があると判断されるときには、受託者において、早急に自ら解決しなければならない。

(警備業務報告書及び業務の検査)

第21条 現場責任者等は、受託者が作成し係員が認めた業務報告書（警備を行なった警備員氏名、取り扱った業務の時間及び内容を記録し、警備ポスト毎に作成したもの。）を毎日作成させ、現場責任者等が警備の履行が行われていることを確認、検査をした後に、係員が勤務する日の9時までに、前日分までをまとめて提出して確認を受けなければならない。尚、指摘された事項は、各警備員に指導しなければならない。

(護身用具の届出)

第22条 護身用具を携帯する場合は、係員に届け出て、その承認を受けなければならない。

(警備業務に係る経費)

第23条 警備業務に係る交通誘導板を含む資機材等一式は、受託者の負担とする。

(機器の保管)

第24条 使用する機材等は、係員の指示する場所に整理し保管しなければならない。

(施設の利用)

第25条 受託者は、業務目的において警備室、立哨室及びそれらの付帯設備を無償で使用することができる。

2 警備室等の使用に係る電気及び水道施設等の使用料は本市の負担とする。

3 警備業務の履行にあたり、勤務中のポストごとに常時直接連絡可能な手段（携帯電話等）は受託者が用意し、連絡先を報告すること。

4 施設の利用については細心の注意をもって使用し、清掃等により常に清潔に保たなければならぬ。

5 故意又は過失により施設等を損傷させたときは、誠意をもって修復すること。

6 退去するときは、現状を回復したうえで係員の確認を受けること。

(現場責任者等及び警備員の服務)

第26条 現場責任者等は、この仕様書に定めるところに従い業務が履行されるよう、現場における警備員に対する指揮監督等業務全般に関する責任を負うものとする。

2 現場責任者等は、警備員に対し火災、盗難、人身事故等が起こることがないよう警備業務に係るすべてに責任を持って指導し、業務が滞ることがないようにしなければならない。

3 現場責任者等は、常に所在を明らかにし、本市が連絡を取ることができるようにしなければならない。

4 警備業務に従事する者は、常に受託者から貸与された清潔な制服を着用し、胸部に名札を付けなければならない。また、本人確認証を常時携行し、本市又は来場者から請求があったときは、提示できるようにしなければならない。

5 警備業務中に来場者から施設内のことでの質問を受けた場合は、秘密にしなければならない事項を除いて、自らの知り得る範囲内で親切かつ正確に返答しなければならない。

6 警備業務に従事する者は、警備業務中の言動に注意し、不快感を与えないように努めなければならない。

7 警備業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を市場内の店舗を含み、漏らしてはいけない。

8 警備業務に従事する者は、警備区域内にある市場内の店舗を含み、書類その他の情報の閲覧、複写その他これらに類する行為を一切してはならない。

(人権啓発研修の実施)

第27条 受託者は、この契約に基づく警備業務に従事する者が基本的人権について正しい認識を持って当該業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を実施しなければならない。

(その他の遵守事項)

第28条 警備業務に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 雨天時において、雨具の着用は認めるが、傘をさしての警備業務は行わないこと。

- (2) 選任電気主任技術者が電気工作物の保安のためにする指示には従わなければならない。
- (3) 年1回以上、あらゆる災害を想定して、通報訓練、避難訓練、消火訓練を計画し、実施しなければならない。
- (4) 警備業務に従事する者は、健康増進法第25条により、指定された場所以外での喫煙をしてならない。
- (5) 警備業務中は、災害情報収集以外の目的でテレビ、ラジオ等の視聴をしてはならない。

(移行)

第29条 本契約を開始するとき、もしくは終了するときにおいて、警備業務の受託者の移行については十分な期間を設け、十分な人員で、警備業務内容のすべてを詳細にわたり、完璧に引き継ぎを行なうこととし、警備業務に支障が出ることのないよう円滑に移行しなければならない。

第30条 本業務の終了時において、持込み又は移行した事務機、電化製品、備品等は、撤去又は次の受託者に移行することとし、引き受けを希望しないときは必ず責任を持って撤去すること。

(疑義)

第31条 この仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

## 別紙 警備業務の内容

### 1 共通事項

- (1) 遺失物を発見又は届け出があったときは、その品名、発見日時、発見場所、拾得者の氏名及び連絡先等の必要事項を記録し、警備室で一時保管し、係員に報告すること。
- (2) 不審者及び不審車両（以下「不審者等」という。）の監視及び取り締まりを行い、市場秩序の保持に努める。
- (3) 不審者等を発見したときには、直ちに適切な措置をとり、必要に応じて警察署に通報し、係員に報告する。
- (4) 不審者等の退場については、尋問を行い、氏名、特徴、車種、車両番号等を控える。
- (5) 不法侵入、不法行為、危険物持ち込み等、市場の秩序を乱す行為を発見したときは、直ちに警告を発し、退去を命ぜる等の措置を行う。
- (6) 火災を発見又は通報を受けたときは、予め現場責任者が定めた役割分担に基づき、直ちに初期消火、消防署への通報、消防車のための通路確保、誘導等、必要な処置をとる。
- (7) 自動火災報知設備の警報が発報したときには、直ちに現場を確認し、火災を発見したときは前項の処置を行い、通報及び初期消火に努める。また、現場の確認後に火災が確認できなかった場合は対象区画に異常がないことを確認の上復旧させること。
- (8) 持ち込みゴミや不法投棄の監視及び取り締まりを行う。
- (9) 盗難、扉、窓、鍵等の破壊、ガス漏れ、事故、その他の緊急事態を発見したときは、常識ある判断により警察署、消防署等に通報するほか、状況に応じ応急措置をとり、必要があるときには係員に連絡し、その指示を受けること。
- (10) 傷病者を発生したときには、応急救命措置をとり、必要に応じて消防署、警察署等に通報する。
- (11) 市場利用者から伝達事項及び書類を預かったときには、業務報告書の提出時に係員に引き継ぐこと。ただし、緊急性が高いと判断されるときには、直ちに係員に報告し指示を仰ぐこと。
- (12) 各ポスト警備員の交代時には、引継ぎ者に警備内容を申送りし、現場責任者等には警備結果を報告する。

### 2 場内巡回警備員

- (1) 警備内容及び警備時間については別表のとおりとする。
- (2) 開市日の3時から9時まで（12月24日から12月30日までの開市日においては、2時から9時まで）の時間において1号門を開門し、閉門後は必ず施錠する。
- (3) 1時間毎に場内を巡回警備し、結果を警備報告書等に記載する。
- (4) 開市日、管理事務所出入り口の車止めを市場作業車両の出庫時間中は開放する。
- (5) 建物等の破損、設備の故障、落書き等がないか確認する。
- (6) 建物周囲及び敷地内に異常がないか確認する。
- (7) 店舗等の通路照明を確認し、点灯及び消灯を行う。
- (8) 消火器、その他の防火設備の破損等の確認。
- (9) 自動体外式除細動器(AED)の外観確認、ステータスインジゲータ表示確認及び盗難防止。
- (10) 場内通路の交通整理及び駐車位置の指導をする。

- (11) 上記以外に、各門警備員が休憩する時間帯には各門を警備する。
- (12) 場内巡回警備員の休憩は、適宜警備室ですること。
- (13) 鍵等の保管にあたっては、係員の指定する場所に責任を持って保管する。

### 3 2号門警備員

- (1) 常時1名が欠けることなく、2号門付近に立ち、入場車両を一旦停止させ、入場者を確認し入場を許可すること。  
尚、休市日は入場しようとする全ての車両に、受託者が作成した入場者記録名簿に記入させる。(但し、送り状のあるものはこの限りでない。)
- (2) 2号門は、原則24時間開門とするが、特に指示しない限り、2号門は3時から9時までは事故防止のため、入場車両専用の一方通行とする。
- (3) 2号門を利用して出入りしようとする車両を交通整理し、敷地内での事故防止に努める。
- (4) 2号門出入り口付近における駐車車両等を排除する。
- (5) ゴミの持込み車両があった時は、入場許可証の交付を受けていても入場させてはならない。
- (6) 来場者から施設内の案内を依頼された場合には、適切な応対をする。
- (7) 障害者及び高齢者が来場したときには、必要に応じ介助を行う。
- (8) 市場見学者及び訪問者については、入場許可願書を提出させ、警備員(開設者)が許可し入場させる。
- (9) 電話の応対時には、受託者名と警備員氏名を名乗ってから、取次ぎ、連絡及び伝言をする。
- (10) 必要があるときは、緊急放送又は非常放送を行なう。
- (11) 係員の指示があるときには、その指示事項を指定された日時に場内放送をする。
- (12) 2号門警備員の休憩は、警備室ですることとする。他の警備員の休憩時間と重複しないよう留意し、休憩時間中の2号門警備は、場内巡回警備員と交代する。

### 4 3号門警備員

- (1) 1時に開門し、10時に閉門する。なお、閉門後は必ず施錠する。
- (2) 1時から10時までの時間に3号門に立ち、入場車両を一旦停止させ、入場者を確認して、入場を許可すること。
- (3) 3号門を利用して出入りしようとする車両を交通整理し、敷地内での事故防止に努める。
- (4) 3号門出入り口付近における駐車車両等を排除する。
- (5) 出入りする車両に左側通行を徹底するよう、場内及び3号門に面する公道において誘導する。
- (6) 警備時間中に、立哨室での座哨は行なわない。

### 5 4号門警備員

- (1) 開市日の3時から9時まで(12月24日から12月30日までの開市日においては、2時から9時まで)の時間において開門し、4号門の出口に立ち、退場車両を一旦停止させ、安全を確認し、退場車両の交通整理を行なう。尚、閉門後は必ず施錠する。
- (2) 4号門は、退場車両専用(出口専用)の一方通行とする。事故防止のため、車両等を入場させないようにすること。
- (3) 4号門の出口付近における駐車車両等を排除する。
- (4) 警備時間中に、立哨室での座哨は行なわない。

## 6 設備監視

- (1) 受託者は、警備室火災受信盤の異常信号を受託者の監視センターへ自動的に通報する装置及び回線を設置し、委託期間終了時は撤去すること。なお、当該設置及び撤去に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、監視センターへの通報を間断なく監視する。
- (3) 異常発生時は、市場で業務中の警備員を現場へ急行させ、異常個所の点検、委託者を含む関係各署への通報等必要な措置を講じ、警備実施事項を報告する。

別表 警備員の配置、警備実施日及び警備実施時間

1 開市日

警備員の配置	人員	警備内容	警備時間
場内巡回警備	常時 1 名	巡回警備	常時 24 時間
2号門警備	常時 1 名	車両の交通整理 と入場者の確認 及び設備監視	常時 24 時間
3号門警備	1 名	車両の交通整理 と入場者の阻止	1 時から 10 時まで
4号門警備	1 名	車両の交通整理 と入場者の確認	3 時から 9 時まで

2 休市日

警備員の配置	人員	警備内容	警備時間
場内巡回警備	常時 1 名	巡回警備	常時 24 時間
2号門警備	常時 1 名	巡回警備 及び設備監視	常時 24 時間

3 年末（12月24日から12月30日までの開市日）

警備員の配置	人員	警備内容	警備時間
場内巡回警備	常時 1 名	巡回警備	常時 24 時間
2号門警備	常時 1 名	車両の交通整理 と入場者の確認 及び設備監視	常時 24 時間
3号門警備	1 名	車両の交通整理 と入場者の阻止	1 時から 10 時まで
4号門警備	1 名	車両の交通整理 と入場者の確認	2 時から 9 時まで

但し、市から特別に指示があったときは、この限りでない。

4 開市日および休市日

中央卸売市場の開市日と休市日については、つぎのとおりホームページから確認すること。

和歌山市公式ホームページわかやま CITY 情報 (<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)

トップページ > 暮らし > 産業・雇用・労働 > 産業 > 和歌山市中央卸売市場

> 和歌山市中央卸売市場の基本情報>(休開場日カレンダー)令和8年

#### 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 甲は中央卸売市場警備業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は 円（10パーセント税込み対象額、消費税及び地方消費税分 円を含む。）とし、1月当たりの支払金額は円（消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはそ

の者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これをを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条第 1 項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条第 1 項の規定による委託業務の一時中止期間が 6 か月を超えたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 13 条第 4 項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 17 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。